

## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の役職員の報酬・給与等について (令和7年度)

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の使命は、重度の知的障害者の自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることにある。

具体的には、中期目標・中期計画に基づき、自立支援への取り組みとして①施設利用者の地域移行の推進、②高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援、③著しい行動障害を有する者等への支援、など総合的な支援を行い、他の施設・事業者が活用できるようなサービスモデルの構築を行っている。

また、国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害者関係施設・事業所において関心の高いテーマを取り上げた調査・研究事業、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るための養成・研修事業、知的障害者の支援に関する援助・助言事業等を実施している。

そうした組織の中で、当法人の役員には、知的障害者の支援に関する幅広い見識や高いマネジメント能力が求められるため、職務内容の特性を踏まえ、役員報酬は、国家公務員指定職の給与を考慮して支給水準を設定している。

##### ② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の特別手当の額については、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程」において、職務実績に応じて支給することとなっているが、令和7年度の職務実績について法人として総合的に勘案し、増額等の支給を行っていない。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

###### 法人の長

役員報酬は、特殊法人時代(昭和46年4月～平成15年9月)の報酬を踏襲しており、特殊法人時においては、政府の厳しい管理(厚生労働省及び財務省の承認事項)のもと、人事院勧告の改定率に従い報酬を決定していた。独法発足後においても、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、人事院勧告に基づき役員報酬の改定を行うとともに、特別手当の支給割合は、国家公務員の指定職職員と同様の割合を使用している。

令和7年度における改定については、令和7年11月の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う国家公務員の給与水準の引上げに準じ、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、報酬額における平均改定率(2.8%)の引上げ及び役員期末勤勉手当の改正(年間0.05月分引上げ)を実施した。

###### 理事

役員報酬は、特殊法人時代(昭和46年4月～平成15年9月)の報酬を踏襲しており、特殊法人時においては、政府の厳しい管理(厚生労働省及び財務省の承認事項)のもと、人事院勧告の改定率に従い報酬を決定していた。独法発足後においても、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、人事院勧告に基づき役員報酬の改定を行うとともに、特別手当の支給割合は、国家公務員の指定職職員と同様の割合を使用している。

令和7年度における改定については、令和7年11月の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う国家公務員の給与水準の引上げに準じ、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、報酬額における平均改定率(2.8%)の引上げ及び役員期末勤勉手当の改正(年間0.05月分引上げ)を実施した。

###### 監事(非常勤)

役員報酬は、特殊法人時代(昭和46年4月～平成15年9月)の報酬を踏襲しており、特殊法人時においては、政府の厳しい管理(厚生労働省及び財務省の承認事項)のもと、人事院勧告の改定率に従い報酬を決定していた。独法発足後においても、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、人事院勧告に基づき役員報酬の改定を行っている。

令和7年度における改定については、令和7年11月の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う国家公務員の給与水準の引上げに準じ、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、報酬額における平均改定率(2.8%)の引上げを実施した。

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	15,813	10,168	4,300	1,345 (通勤)	令和5年 4月1日		
A理事	12,692	8,920	3,772	0 (通勤)	令和7年 4月1日		◇
B理事	12,891	8,920	3,772	199 (通勤)	令和5年 4月1日		※
C監事 (非常勤)	2,776	2,694	0	82 (通勤)	令和5年 7月1日		
D監事 (非常勤)	2,730	2,694	0	36 (通勤)	令和5年 7月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

##### 法人の長

当法人の使命は、重度の知的障害者の自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることにある。

当法人と類似の業務を実施する法人はないところであるが、総務省のホームページに公表されている「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表(令和6年度)」における役員報酬の支給状況によると、当法人の長の報酬水準は他の独立行政法人と比較しても低い水準にあると言え、厚生労働省所管の独立行政法人の中では最も低い水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和6年度業務実績評価結果については、8項目中S評定が1項目、A評定が2項目、B項目が5項目であり、全体の評定がAであることを踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

##### 理事

当法人の使命は、重度の知的障害者の自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることにある。

当法人と類似の業務を実施する法人はないところであるが、総務省のホームページに公表されている「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表(令和6年度)」における役員報酬の支給状況によると、当法人の理事の報酬水準は他の独立行政法人と比較しても低い水準にあると言え、厚生労働省所管の独立行政法人の中では最も低い水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和6年度業務実績評価結果については、8項目中S評定が1項目、A評定が2項目、B項目が5項目であり、全体の評定がAであることを踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

##### 監事(非常勤)

当法人の使命は、重度の知的障害者の自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることにある。

非常勤監事の報酬は、常勤監事の報酬を基礎とし、実稼働日数に応じた月額となっている。当法人と類似の業務を実施する法人はないところであるが、総務省のホームページに公表されている「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表(令和6年度)」における役員報酬の支給状況によると、厚生労働省が所管する他の独立行政法人の報酬水準と比較しても低い水準にあると言え。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和6年度業務実績評価結果については、8項目中S評定が1項目、A評定が2項目、B項目が5項目であり、全体の評定がAであることを踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

#### 【主務大臣の検証結果】

当該役員の報酬は、厚生労働省が所管する他の独立行政法人の役員の報酬額と比較しても低い水準に抑えられており妥当な水準であると考え。また、役員の職務内容の特性や令和6年度業務実績評価結果を鑑みても妥当な報酬水準であると考え。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

〔 役員の特別手当における、勤勉手当の額について、業績給の仕組みを導入している。今後も継続することとしたい。 〕

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人の職員は、業種に応じて「一般職」「福祉職」「医療職」に分類される。各業種の給与は、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」に準じ、本俸及び諸手当としている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

平成26年4月に国家公務員に準じた人事評価制度(能力評価と業績評価)を制定し、それに伴い人事評価制度の試行的な運用を行っているところ。

#### ③ 給与制度の内容

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園職員給与規程に則り、基本給(本俸、本俸の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当)及び諸手当(役職手当、医師初任給調整手当、医師特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、医師オンコール手当、管理職特別勤務手当、放射線取扱手当、夜間看護手当、夜間特殊業務手当、特別手当)を定めている。

期末手当については、期末手当基礎額(本俸+本俸の調整額+扶養手当+地域手当+広域異動手当+医師特別調整手当)に6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じ、さらに基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本俸+本俸の調整額+地域手当+広域異動手当+医師特別調整手当)に特別手当支給規則に定める割合を乗じて得た額としている。

#### ④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度における改定については、令和7年度人事院勧告による国家公務員の給与制度に準拠した月例給、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当(年間0.05月分増)の改定を実施した。

### 2 職員給与の支給状況等

#### ① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):239人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):206人

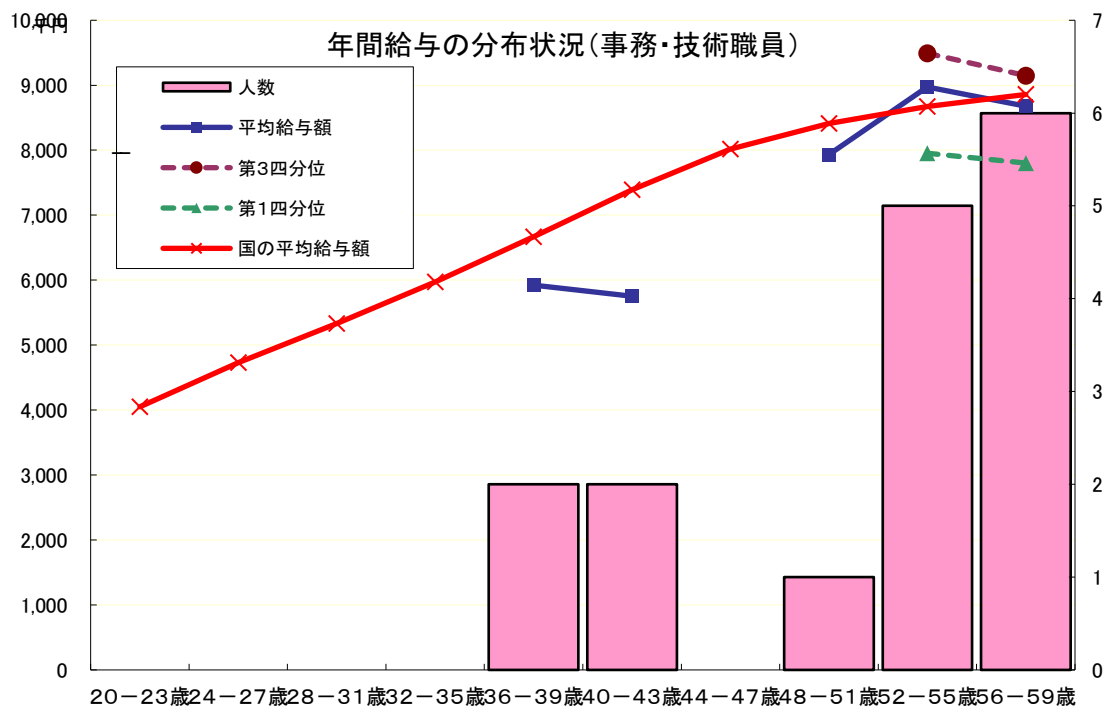
#### ② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当等	うち賞与
常勤職員	138人	47.3歳	7,509千円	5,537千円	95千円	1,972千円
事務・技術	17人	51.8歳	8,171千円	5,979千円	182千円	2,192千円
医療職種 (診療所医師)	2人	64.5歳	14,175千円	10,690千円	533千円	3,485千円
医療職種 (診療所技師)	9人	46.2歳	6,186千円	4,579千円	58千円	1,607千円
医療職種 (診療所看護師)	5人	53.1歳	6,780千円	5,042千円	51千円	1,738千円
福祉職種 (生活支援員)	105人	46.3歳	7,550千円	5,571千円	86千円	1,979千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	68	51.4	4,675	3,733	67	942
その他	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	52.2	4,424	3,533	46	891
福祉職種 (生活支援員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	54	51.2	4,741	3,786	72	955

注:医療職種(診療所医師)は国の医療職(一)相当、医療職種(診療所技師)は国の医療職(二)相当、  
医療職種(診療所看護師)は国の医療職(三)相当、福祉職種(生活支援員)は国の福祉職相当。  
注:研究職種、教育職種等については、該当なし。

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)



④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
部長	2	—	—	—
課長	4	56.5	9,156	—
課長補佐	6	54.2	7,769	8,150～7,172
係長	2	—	—	—
主任	2	—	—	—

注: 部長・係長・主任については、該当者が2人以下であるため人員のみ、課長については、該当者が4人以下であるため年間給与額は平均のみを記載している。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		51.3	51.3	51.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	48.7	48.7	48.7	
	最高～最低	54.2～45.0	54.2～45.0	54.2～45.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		55.6	55.6	55.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		44.4	44.4	44.4
	最高～最低	45.7～43.0	45.7～43.0	45.7～43.0

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 96.4</li> <li>・年齢・地域勘案 101.9</li> <li>・年齢・学歴勘案 97.9</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 102.5</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	地域勘案を含めることによる数値増は、関係機関との人事交流における国家公務員の規定に準じた地域手当の支給が主な要因である。
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.8%】                      (国からの財政支出額 1,155,809千円、支出予算の総額2,765,477千円:令和7年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和6年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 35.3%(常勤職員数17名中6名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 35.3%(常勤職員数17名中6名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 43.6%】                      (支出総額 2,822,462千円、給与・報酬等支給総額1,231,678千円:令和6年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)                      国からの財政支出額は1,155,809千円であり、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は41.8%であった。                      自己収入の確保の途が限定される福祉施設を運営していること等のため、国からの財政支出の割合が高くなっているが、常勤職員を削減し、人件費支出を抑える等により財政支出を削減した。                      地域勘案を除く指数の数値が、国家公務員を下回っており、給与水準においては、妥当である。</p> <p>(主務大臣の検証結果)                      国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。</p>
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与水準を参考にし、引き続き適正な給与水準を維持できるよう取り組む。

### 4 モデル給与

○22歳(大卒初任給、独身)	月額 236,880円 年間給与 3,944,052円
○35歳(係長、配偶者・子1人)	月額 333,270円 年間給与 5,548,945円
○45歳(課長補佐、配偶者・子2人)	月額 471,660円 年間給与 7,753,164円

### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成26年4月に国家公務員に準じた人事評価制度(能力評価と業績評価)を制定し、これに伴い、人事評価制度の試行的な運用を行っているところ。
--

### Ⅲ 総人件費について

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,136,475	千円 1,228,266	千円 1,201,729	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 40,799	千円 68,217	千円 39,757	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 485,065	千円 477,403	千円 495,973	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 273,680	千円 263,694	千円 251,470	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,936,019	千円 2,037,580	千円 1,988,929	千円	千円

#### 総人件費について参考となる事項

令和7年度は、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和7年11月11日閣議決定)に基づき、令和8年3月2日から以下の措置を講じた。  
・月例給、通勤手当、宿日直手当及び期末勤勉手当の改定

### Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

定年制度は、令和5年度より、国に準じて、定年年齢を60歳から段階的に65歳への引上げを行うとともに、役職定年制(管理職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに管理職以外の官職に降任又は降給を伴う転任)を導入した。  
また、60歳に達した職員の給与については、60歳に達した年度の翌年度以降7割水準としている。

### Ⅴ その他

特になし